

栗窪自治会規約細則

令和4年12月3日改訂版
(別表：令和5年11月4日改訂)

第1条 自治会の運営にあたり自治会規約に定めた以外の事項は、本細則による。

(集会所の運営)

第2条 集会所の維持管理にあたるため、集会所運営委員会を置く。運営委員は次の各種団体役員が自動的にその任務にあたる。

- (1) 運営委員長……………自治会会長
- (2) 運営副委員長……………自治会副会長
- (3) 運営委員 (運営事務局) ……自治会環境委員
- (4) 運営委員……………自治会文体委員
- (5) 運営委員……………自治会防災委員
- (6) 運営委員……………生産組合長
- (7) 運営委員……………小学校PTA地区理事
- (8) 運営委員……………中学校PTA地区委員長
- (9) 運営委員……………子ども会育成会会長

2 自治会環境委員長は、集会所管理責任者としてその任務にあたり、集会所運営費の収支及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。また、総会において会計報告を行う。

3 運営委員は、1年に2回以上の大掃除を行う。

4 集会所を利用したい者は、運営委員長 (又は事務局長) に申し出て許可を得る。

5 集会所の利用及び器具の使用については、集会所内掲示板の使用規定による。

6 集会所使用及び器具使用の時は、必ず備え付けの帳簿に記録する。

(道路普請)

第3条 自治会は、原則として年1回以上の道路普請を行う。

(1) 道路普請の作業内容等は、環境委員が示す。

(2) 道路普請不参加者は、世帯単位で出不足費1,000円を納入する。

但し、要支援世帯 (80歳以上の高齢者、母子家庭、災害時要援護者、組内で了解された要支援世帯) については、出不足費を免除することができる。

(3) 臨時道路普請の実施については、役員会議で決定し、作業は原則として地権者及び役員並びに関係者をもって行う。

(自治会活動)

第4条 自治会全体の活動及び運営は、各種団体の全面的な協力を得るものとする。

(会費)

第5条 本会の会費は次の通りとする。

1 会員 (栗窪地域の居住者) (世帯単位)

自家居住者 (親族所有含む) 4,500円

借家居住者 3,300円

※世帯とは、同じ住居に起居し生計を同じくする方達の集まりのことです。住民票の編成グループ) が同じで世帯主がいる。同じ住居に起居しても生計が別であれば別世帯になる。

2 準会員

(1) 事業所

ア 下記の基準を基本とする。

従業員5人まで 5,000円

従業員6人～10人まで	10,000円
上記以上、区分5人増すごとに	5,000円増とする。
イ 東海大学病院	43,000円
ウ 日産自動車	36,000円
エ サカエヤ	8,000円
オ キタカド	5,000円
カ 林台保育園	50,000円

栗窪地域内での小規模事業者は、前記1会員の基準による。

- (2) 福祉施設 5,000円
(3) 共同住宅 各戸 3,300円

－ルー（ワンルームマンション、アパート等）部屋数×3,300円×0.8（一括徴収の場合）

3 他地区の自治会会費の集金は、原則として役員が分担して行う。

4 1項会員で世帯状況が変更になった場合は、変更届を自治会長に届け出る。

（交付金および役員手当、負担金等）

第6条 伊勢原市からの交付金、および役員手当、負担金、助成金、福祉賛助金の金額、または金額算出の基準は、別表による。

（組長）

第7条 組長は組内の互選で選出する。但し、要支援世帯（前出）については、その役割を免除することができる。

（役員選考委員）

第8条 自治会役員を選出は、各組から1名の選考委員を選任し自治会役員選考委員会を組織し選考する。選考委員長は選考委員が協議して決定する。選考委員長は選考結果を総会に報告する。

（監査）

第9条 自治会の会計年度は1月～12月、事業年度は4月～3月と3ヶ月のずれがあるため、会計監査は毎年1月と役員改選時の4月に実施する。

第10条 本細則に定めのない事項については、役員会で決定し組長会議承認を得て施行する。また、その内容は次回総会に報告する。

附則； この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附則； この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附則； この細則は、平成20年2月3日から施行する。

附則； この細則は、平成25年1月1日から施行する。

附則； この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則； この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則； この細則は、平成27年1月1日から施行する。

附則； この細則は、平成29年1月7日から施行する。

附則； この細則は、平成31年1月5日から施行する。

附則； この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附則； この細則は、令和4年12月3日から施行する。

粟窪自治会規約細則別表

- (1) 伊勢原市からの交付金および成瀬地区自治会連合会への負担金は以下の通りである。これらに変更になった場合は自治会総会に報告する。
- (2) 別表内の上記以外の項目を変更する場合は、規約細則第 10 条に則り承認を得る。

(単位:円)

区分	科目	項目	金額 または算出基準	備考
収入	交付金 (伊勢原市)	自治会活動費	$(@80 \times \text{世帯数} + 100,000) \times \text{支給率}$	+100,000 は各自治会への均等交付分 令和 4 年度の支給率は 0.729
		敬老事業助成金	$@800 \times \text{ご長寿の人数}$ (80 歳以上)	令和 3 年度改定 年齢は年度末の 3 月 31 日現在
支出	役員手当	自治会長	18,000 × 1 名	
		副会長	12,000 × 2 名	
		その他の役員	9,000 × 6 名	環境委員 (2)・文体委員 (3)・ 防災委員 (1)
負担金	成自連運営費	各戸負担額 × 世帯数 + 2,000	+2,000 は各自治会均等負担分 ※1 各戸負担額: 令和4年度は 0	
	成自連体力振興費	各戸負担額 × 世帯数 + 1,000	+1,000 は各自治会均等負担分 ※1 各戸負担額: 令和4年度は 0	
	子ども会分担金	5,000	成子連への地区分担金を支援	
助成金 ※4	消防団	70,000		
	子ども会育成会	25,000		
	粟窪活性化委員会	10,000	ソフトボールクラブに助成 ※2	
	各種委員	3,000 × 2 名	防犯指導員・体育普及員 ※3	
福祉 賛助金	日赤募金	$@250 \times \text{世帯数} \times 0.6$		
	社協会費	$@300 \times \text{世帯数} \times 0.6$		
	赤い羽根共同募金	$@230 \times \text{世帯数} \times 0.6$		
	年末助け合い募金	$@250 \times \text{世帯数} \times 0.6$		

※1 各戸負担額は成瀬地区自治会連合会が各年度当初に決定される。令和 3 年度に諸行事が中止となったため、令和 4 年度の各戸負担額は 0 であった。令和 3 年度は運営費が 20、体力振興費が 40 であった。

※2 「花と緑のクリエイター」に対する助成は令和 5 年度より辞退の申し入れがあった。

※3 市から活動助成金のある、民生児童委員・青少年指導員・スポーツ推進委員・交通指導員・廃棄物等減量推進員を除く。

※4 令和 5 年 4 月長寿会解散に伴い助成金の項目より削除